

令和 7 年度家事関係中央協議会（裁判官等） 協議結果要旨

令和 7 年 8 月
最高裁判所事務総局家庭局

後見関係の協議結果について ----- P 2

- 1 新たな報酬算定に関する運用状況等 ----- P3
- 2 後見人に関する苦情等への適切な対応 ----- P6

調停等関係の協議結果について ----- P 8

- 1 調停運営改善の取組（期日間隔の長期化への対応） ----- P9
- 2 改正家族法の施行に向けた検討課題 ----- P13

後見関係の協議結果について

本協議会では、**第二期成年後見制度利用促進基本計画を踏まえた後見関係事件の運用上の諸問題や、成年後見制度の見直しを見据えた審理運営の在り方**に関し、以下の事項について協議を行った。

【協議事項】

- 1 新たな報酬算定に関する運用状況等**
- 2 後見人に関する苦情等への適切な対応**

新たな報酬算定に関する運用状況等

協議の目的

- ▶ 身上保護事務の監督の在り方の整理を踏まえた報酬算定の運用が安定的に行われるようにしていくためには、**運用を実践する中で生じる様々な課題を共有し、それを克服するための方策を検討・議論していく必要がある。**
- ▶ **各家裁の取組状況（支部・出張所における運用の定着状況を含む。）や運用上の課題等の紹介、意見交換を通じて、後見人に裁量の逸脱・濫用が認められる場合の報酬算定における基本的な考え方等**について認識の共有を図る。

協議の内容

1. 報酬算定における運用の実情（身上保護に関する報酬）
2. 後見人に裁量の逸脱・濫用が認められる場合の報酬算定
3. 支部・出張所における運用の定着状況
4. 身上保護事務の監督の整理に関する取組例

1 新たな報酬算定に関する運用状況等

1. 報酬算定における運用の実情（身上保護に関する報酬）

- 身上保護事務の付加報酬の算定方法を中心に各家裁の実情が紹介され、個々の事務に着目するのではなく、一連のプロセスを見て身上保護事務を評価するという運用が定着しつつある一方で、更に合理的な報酬算定の在り方を引き続き検討している家裁も複数見られた
- 身上保護事務の報酬算定について、報酬を減額した事例が紹介された

【事例の概要】

- 合理的な理由がないにもかかわらず、本人との面談を1年以上行っていない
 - （専門職が後見人に選任されている事案で、）施設担当者から本人の状況について聴取はしているものの、本人との面談を親族に任せきりにしている
 - 身上保護に関して行うべき事務を懈怠している
- 後見等事務報告書の統一書式の運用開始後の状況として、後見人から、身上保護事務を行うに当たって特に困難であった事情や労力を要した事情の具体的な説明（記載）がない状態で、大部な資料のみが提出されることがあり、その精査や当該資料が提出された趣旨の確認に時間を要しているとの実情が紹介された

2. 後見人に裁量の逸脱・濫用が認められる場合の報酬算定

- 財産管理事務、身上保護事務いずれについても、後見事務において裁量の逸脱・濫用が認められる場合には、報酬額を減額する（報酬付与申立ての却下審判を含む。）という点については、概ね認識が共有された
- 後見人の事務に裁量の逸脱・濫用が認められる場合に、報酬額をどの程度減額するかといった、具体的な報酬算定の在り方については、裁量の逸脱・濫用の程度や、それによって本人に生じる悪影響の程度といった個別の事情を総合的に考慮する必要があり、今後の事例の集積も含めて検討を重ねていく必要があるという意見があった

1 新たな報酬算定に関する運用状況等

3. 身上保護事務の監督の整理に関する取組例（支部・出張所における運用の定着状況を含む）

身上保護事務の監督の考え方等に関して、その定着に向けた取組の紹介があった

【取組の概要】

- 後見関係事件の担当者を対象とする研修（転入者向けの研修を含む）において、後見等事務報告書の統一書式に基づく報酬算定の在り方等に関する説明を実施し、認識の共有を図った
- 身上保護事務の付加報酬について意見が分かれた事例を基に「架空の事例」を作成し、家裁本庁や支部の裁判官、書記官に検討してもらい、意見交換を行った
- 身上保護事務における裁量の逸脱・濫用の評価が問題となった事例（家裁としてとった対応を含む）を蓄積している
- 家裁本庁と支部それぞれの後見担当者間のグループチャットを利用して、身上保護事務の報酬算定等に関する事例の相談等ができる事務処理態勢を構築している
支部からの照会があった際には、本庁の裁判官を含めて事例を共有し対応しており、このような取組によって確実に運用の定着が進んでいる

後見人に関する苦情等への適切な対応

協議の目的

- ▶ 市町村や中核機関、専門職団体等の関係機関から家裁に対して、後見人の裁量の逸脱・濫用を疑わせる情報が提供される場面を想定した場合に、**監督機能を担う家裁はこれに適切に対応することにより、司法機関としての役割を十分に果たす必要がある**。また、裁判所内部において、**司法機関である家裁の監督（判断）に必要な情報がどのようなものであるかを言語化し整理しておくことは、関係機関（福祉・行政等）と家裁（司法）それぞれの役割を明確化することにも繋がり、家裁が地域の関係機関との間で相互理解を基盤とした連携を進めるに当たっても有益である**。
- ▶ 家裁が後見人に関する情報提供に適切に対応できるようにするために、**関係機関から、どのような内容の情報を、どのような方法で提供してもらうことが相当か**という点について認識の共有を図る。

協議の内容

1. 関係機関からの情報提供の実情
2. 関係機関から情報提供を受ける際の運用上の工夫
3. 関係機関の間での事前調整（連携）の重要性

2 後見人に関する苦情等への適切な対応

1. 関係機関からの情報提供の実情

関係機関から家裁に対して、後見人の裁量の逸脱・濫用を疑わせる情報が提供される事例について、いくつかの家裁から実情が紹介された

【事例の概要】

- 中核機関からの、専門職の後見人が本人と面談をせず、他の支援者からの助言にも従わないという情報提供
 - 市役所や社会福祉協議会からの、専門職の後見人が施設費の支払や手続に必要な資料を提出しないという情報提供
- ⇒ 家裁や後見人の所属する専門職団体によって必要な対応が行われ、状況が是正されるなどした

2. 関係機関から情報提供を受ける際の運用上の工夫

3. 関係機関の間での事前調整（連携）の重要性

家裁が後見人に関する情報提供に適切に対応できるようにするために、関係機関（福祉・行政等の専門性を有する。）から、どのような内容の情報を、どのような方法で提供してもらうことが相当かという点について、意見交換を行った

- 関係機関からの情報を漏れなく効率的に収集するという点で、何らかの情報提供用のツールを用いることが有益であるとの意見があった
 - 他方で、①情報提供用のツールを用いて情報提供してもらう運用とした場合に、ツールを使用する関係機関の負担が増えることへの懸念や、②かえって家裁に寄せられる情報量が多くなってしまい、効率的な対応が難しくなるのではないかと意見があった
- このような意見に関しては、**地域の中核機関や専門職団体における対応や連携状況等に係る情報についても提供してもらえるツールとすることによって、後見人に関する苦情等を受けた関係機関に、権利擁護支援チームの支援機能を果たすことを意識してもらうことが期待でき、また、司法機関である家裁と福祉・行政等の関係機関がそれぞれ対応すべき事案を振り分ける必要があるとの意識を形成するきっかけにもなるのではないかと意見も**あった
- 専門職団体の協力を得て、中核機関に持ち込まれた苦情等については、①まずは中核機関と専門職団体との間で対応し、②その過程で、後見人に不適正・不適切な事務の疑いがあるとされた事案について、中核機関と専門職団体での検討・調整を踏まえた上で、なお解決が図られない場合に家裁に持ち込んでもらうという、苦情対応のスキームを構築しているという地域における取組が紹介された

調停等関係の協議結果について

本協議会では、**改正家族法施行を見据えた家事事件手続等の審理運営の在り方に関する諸課題**に関し、以下の事項について協議を行った。

【協議事項】

- 1 **調停運営改善の取組（期日間隔の長期化への対応）**
- 2 **改正家族法の施行に向けた検討課題**

1 調停運営改善の取組（期日間隔の長期化への対応）

協議の目的

- ▶ 調停期日間隔の長期化は、紛争解決機能の観点から問題である上に、調停制度・家裁に対する国民の信頼を失わせるものである。さらに、**改正家族法の施行を見据えれば、期日間隔の短縮化は、早期に相応の成果を出す必要のある喫緊の課題**である。
- ▶ 令和6年4月以降、協力庁のヒアリング結果等の還元や、令和6年度の中央協議会・ブロック協議会の協議・還元等を通じて、期日間隔短縮に向けた各庁の様々な取組・方策が共有されているが、**令和7年度は、具体的な成果を意識した取組の継続、効果検証等を進めていく必要がある。**

協議の内容

◆ 成果につながっている庁からの発表

➔ 4庁（中規模庁2庁、大規模庁1庁、小規模庁1庁）から発表

◆ 協議

1. 成果につなげていくための具体的方策
2. 取組を継続的なものとするための工夫
3. 支部等における取組の推進等

1 調停運営改善の取組（期日間隔の長期化への対応）

成果につながっている庁からの発表① ～発表時に紹介されたポイント等～

A家裁（中規模庁）

➤ 取組の経緯・ポイント等

- 課題：未済件数の増加 ➡ 調停委員の手持件数も増加し期日が入り難い、裁判官・書記官も手一杯に ➡ 未済件数の減少や審理期間・期日間隔の短縮に向けて取組に着手
- **裁判官がまずはしっかりと取り組む姿勢を示す**ことで、書記官、調停委員にも伝わりモチベーションも向上
- **目標を明確化**（過去の統計や書記官1人当たりの合理的な事務量等も踏まえ、未済件数等の具体的な目標を設定）
- 効果（未済減少）が出るまでは書記官の負担大 ➡ **事務を合理化**

➤ 具体的取組

- ① 原則全件事前評議（書面評議も含む）
- ② 調停に代わる審判の積極的活用（➡早期に確定する事案も多い）
- ③ **第1回期日の早期指定**（原則3週間以内）を徹底
- ④ 続行期日早期指定に向けた運用強化（**3週間先から候補日提示**、調停委員の調整で2か月を超えそうな場合は再調整等を依頼、個々の事件の中でも方針を徹底）

➤ 成果が出た要因 = 最も重要なのは「マインドの形成」

- 目標・方策を明確化し、関係職種で共有
- 調停委員向けに、研修会等の際に統計データを説明し、審理期間、期日間隔短縮等の必要性を繰り返し訴え、取組の意義・重要性を共有
- 弁護士会に対しても統計を示して理解を得る
- ➡ 当初は抵抗もあったが、**繰り返し説明し、効果（統計データ）を示すことでマインドが形成**された

B家裁（中規模庁）

➤ 成果につながった具体的な取組

- ① 次回期日指定の仕組み作り（6週間先となる場合書記官に相談）
- ② 調停委員指定事務につき庁の実情を踏まえて主任書記官に集約 ➡ 手持件数の標準化
- ③ 午後2枠制の導入による期日指定の柔軟化（選択肢の拡大）

【取組の背景】

- 6週間以内に期日が入らない理由を分析
 - ➡ 当事者側の事情が大きいことが判明
 - ➡ 諦めずに改善策を考え、午後2枠やウェブ会議の提示等、再調整する取組を実践

➤ 成果につなげるためのポイント

- **調停委員への働き掛けの重要性（反復継続が重要）**
 - ➡ 意見交換、検討会に多くの調停委員が参加できるようにする
 - ➡ 繰り返し重要性和方策を訴えることでより多くの調停委員が問題意識を持つことにつながる
- 裁判官が自ら主体的に期日間隔短縮に関わる姿勢を示し、それが書記官、調停委員にも伝わるのが重要

➤ 今後の課題等

- 代理人が就いている事件の期日間隔長期化傾向への検討・対策
- **職員が異動しても継続**できるようにすることが重要
- **取組が形骸化しないよう意識**を持つことが重要（6週間先となる場合に書記官に相談する仕組みについても、個々の事件ですぐに「仕方ない」と考えてしまうと元に戻ってしまう）

1 調停運営改善の取組（期日間隔の長期化への対応）

成果につながっている庁からの発表② ～発表時に紹介されたポイント等～

C家裁（大規模庁）

➤ 具体的な取組・効果検証・改善

- ① 2期日指定の取組 → **効果検証で効果が確認できたため継続**
- ② 申立てから第1回期日までを45日以内とする目標を設定
 - ➔ 全係で達成できず
 - ➔ **原因を分析し裁判官室と意見交換しながら新件の早期指定に関するルールを策定**（㊦期日指定より優先すべき補正事項のルール化、㊧着手・期日指定までの期間、候補日の提示期間等をフロー図化）
 - ➔ **係間のバラツキの解消**

➤ 成果につながっている要因 = 調停委員・書記官の意識の向上

- ① **成果を数字で示すことによるモチベーションの向上**
 - ✓ 係ごとの新件期日指定の平均日数を月1回算出しミーティングで周知
 - ➔ 取組が書記官の自分事となり意識向上、頑張りが数字に反映されるので毎月楽しみにしているという声も
 - ✓ 続行期日間隔について2～3か月に1回データを算出し調停委員にも周知（調停委員控室へ掲示、ニュース発行、調停協会との意見交換会で取組内容・成果を伝え協会から各委員への働き掛けも依頼）
 - ➔ 成果が目に見えることで調停委員のモチベーションも向上、数字で示すことで2期日指定に消極的な調停委員への説得材料になった
- ② **ルールの徹底・見える化**
 - ✓ ルールの徹底 → 書記官室全体で取り組んでいる雰囲気醸成 → 係ごとの統計数値還元も良好な雰囲気でも実施可能
 - ✓ ルールをフロー図で見える化 → 引継ぎが容易に可能となり、メンバーが変わっても取組の継続が可能

D家裁（小規模庁）

➤ 具体的な取組

- ① 調停委員の調整で続行期日間隔が2か月を超えそうな場合、書記官・裁判官に相談する運用の徹底
 - ✓ ウェブ会議、電話会議等の代替手段も提示
 - ✓ 準備が間に合わない場合等は間に合う範囲での提出を促す
 - ✓ なお期間が空く場合は期日間に書面を一往復させる等の期限設定
- ② 書面提出期限を期日の1週間前と明確化することを徹底
- ③ 経済事案のファストトラック運用を徹底
 - ✓ 収入資料等の早期提出（遅くとも2回目まで）を調停委員と共有
 - ✓ 裁判官による調停委員向け進行メモ作成、事前評議等も活用

➤ 取組の効果等

- ・ 未済件数の大幅減 XXXXXXXXXX

➤ 成果につながったポイント

- ・ **調停委員等との取組の意義・重要性の共有**
 - ✓ キーワードは「**基本の徹底**」
 - ✓ 新任調停委員の講義、調停協会の自主勉強会等で繰り返し伝えた
- ・ **書記官・調査官とも方針を共有し密に連携**（→同種事案について、書記官・調査官からも調停委員に働き掛けが可能となった）

➤ 支部・出張所とも方針等を共有

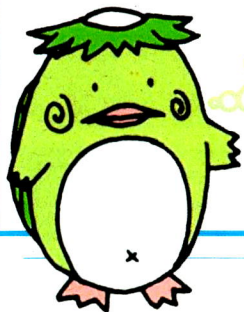
- ・ 調停協会の自主勉強会は、ウェブ会議で支部・出張所もつないで実施
 - ➔ 取組を周知、自庁（支部・出張所も含む）と全国平均の統計数値等を共有し自庁の課題等を共有

1 調停運営改善の取組（期日間隔の長期化への対応）

協 議

1.成果につなげていくための具体的方策 2.取組を継続的なものとするための工夫

- 平均期日間隔短縮の成果が出ている要因を以下のとおり分析（➡平均審理期間の短縮にもつながっている）
 - ① 複数期日指定を徹底
 - ② 複数期日指定や一定期間内の期日指定等に関するルールを調停委員に徹底してもらうため、全事件記録の表紙に、調停委員向けのチェックポイント確認用紙を入れる取組
- **期日間隔が短縮すると当事者のモチベーションが維持され、前日期日の内容や準備事項を忘れず、期日の充実が図られていることを実感**
- 標準的な事務処理のフロー図を作成し、裁判官・書記官の間で事務処理期間の目安等を共有（調停委員には必要に応じて共有）
- **調停委員に期日間隔短縮に関する統計数値等を示すことで、マインド・モチベーションが高まる**
 - ➡ 自主研修会の冒頭は統計数値を毎回示したり、会報誌に掲載したりすることで、意識を高めている



協議で紹介された
各庁の取組です

3.支部等における取組の推進等

【本庁と支部等の情報共有等】

- **管内書記官で議論をして第1回期日指定に関する目標値を決め**（指定までの目標日数、第1回期日までの間隔）、**管内統一の指針**としている
- 本庁と支部の裁判官の事務打合せ等で意見交換を実施
 - ✓ 本庁の方針（2期日指定、原則2週間指定等）を情報共有
 - ✓ 各支部の実情を踏まえた上で取組に関する認識・あい路を共有
 - ✓ 本庁から統計を示すとともに、取組案を提示し、支部の実情に応じてどのような取組が可能かを意見交換
- **本庁が取り組んでいることを積極的に発信し、支部も取り組まないといけないという考えになってもらうことが最も重要。**本庁の成果物を支部でアレンジできるように発信する

【支部等の実情に応じた取組】

- 支部の規模・実情に応じてどのような対策をすべきか考える必要がある
- 出張所はてん補日が限られ、一時的要因で新件が増えると、枠が埋まり、次の期日が2か月後でも入らないということがある
 - ➡ **本庁回付の柔軟化**（自宅又は出張所におけるウェブ会議の実施等が可能であれば出張所管内在住の当事者等の理解を得て回付することが可能）
 - ➡ **事務局と連携し回付事務を整理し短縮化を実現**（従前1か月以上かかっていたものが1週間程度に短縮）
- 開廷日変更や裁判官交代等が柔軟にできない一人支部等ができる取組を意見交換
 - ➡ 6週間超の場合の評議のルール化、2期日指定等のほか、期日回数をできるだけ減らすファストトラック的運用を充実させるために書面提出期限を明確に区切るなど一人支部等でもできる取組から進めていく

2 改正家族法の施行に向けた検討課題

協議の目的

- ▶ **家族法改正は、今後の家裁実務の在り方に大きな影響**を与えるものであり、施行が目前に迫る中、審理運営の在り方をはじめとして施行に向けて検討・準備すべき様々な事項に関し、各庁においても具体的なイメージを描きながら、必要な取組を着実に進めていくことが必要。
- ➔ 改正家族法で新たに導入された**法定養育費制度及び親権行使者指定事件**の審理運営上の諸問題や、**調停委員に対する研修等**の施行準備について、協議を行った。

協議の内容

- 1 改正家族法施行後の養育費事件の審理運営に関する諸問題**
 1. 法定養育費が導入されることに伴う調停運営の在り方
 2. 法定養育費を含んだ調停条項作成上の留意点
- 2 親権行使者指定事件の審理運営に関する諸問題**
 1. 事件類型と事案に応じた手続選択の在り方
 2. [REDACTED]
- 3 調停委員に対する研修等の施行準備**
 1. 調停委員研修の実施又は準備の状況
 2. 調停委員研修の実施・準備に関する課題とその対処方法

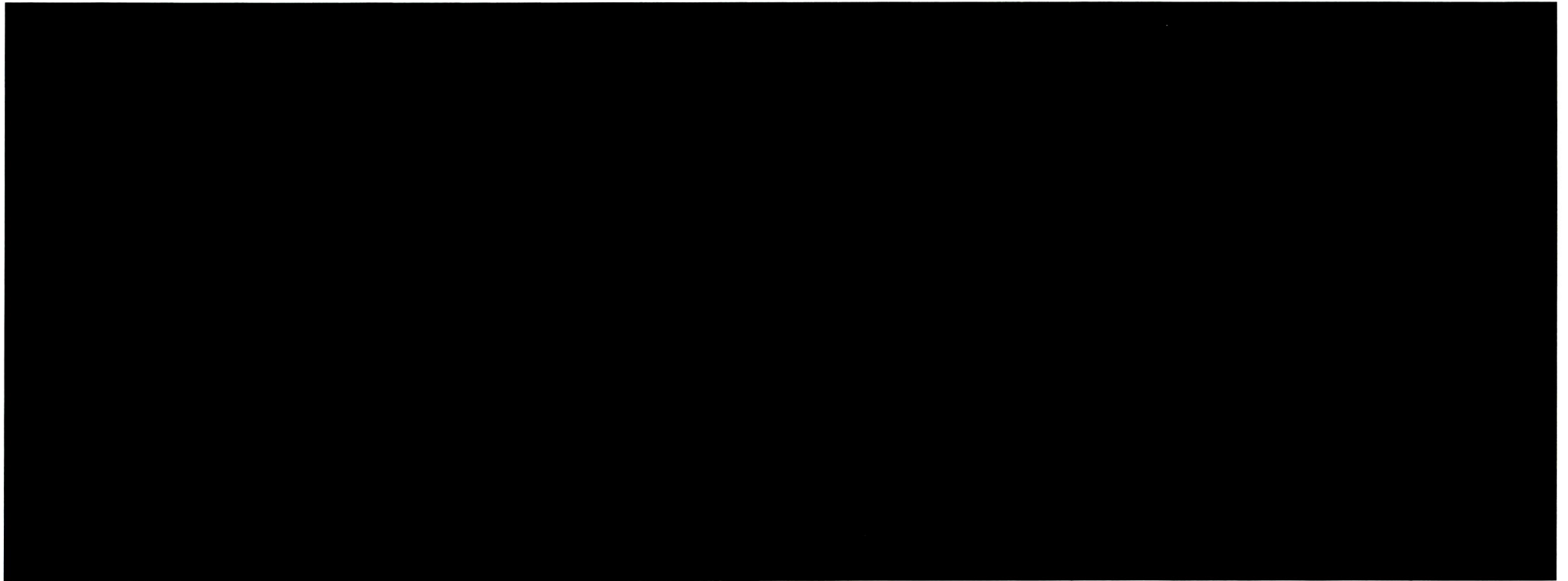
2 改正家族法の施行に向けた検討課題

1 改正家族法施行後の養育費事件の審理運営に関する諸問題

1. 法定養育費が導入されることに伴う調停運営の在り方

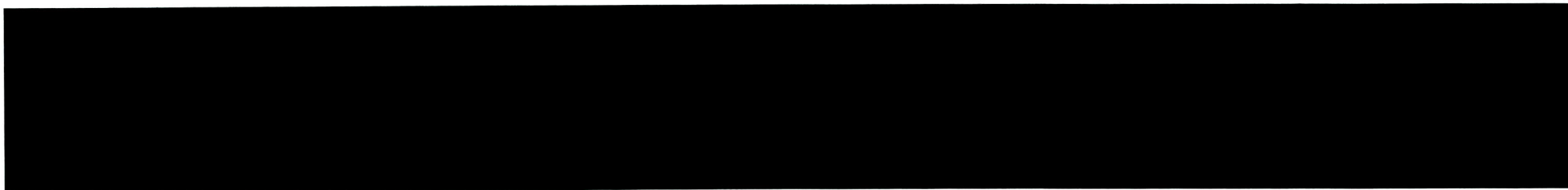
法定養育費制度の創設に伴い、養育費事件の調停がどのように変容するのか、それを踏まえた実務上の留意点等について、担保権実行手続が先行していない事例（執行手続との関係が問題にならない事例）を想定して、意見交換を行い、検討を深めた

（協議会で出た主な発言は以下のとおり）



2 改正家族法の施行に向けた検討課題

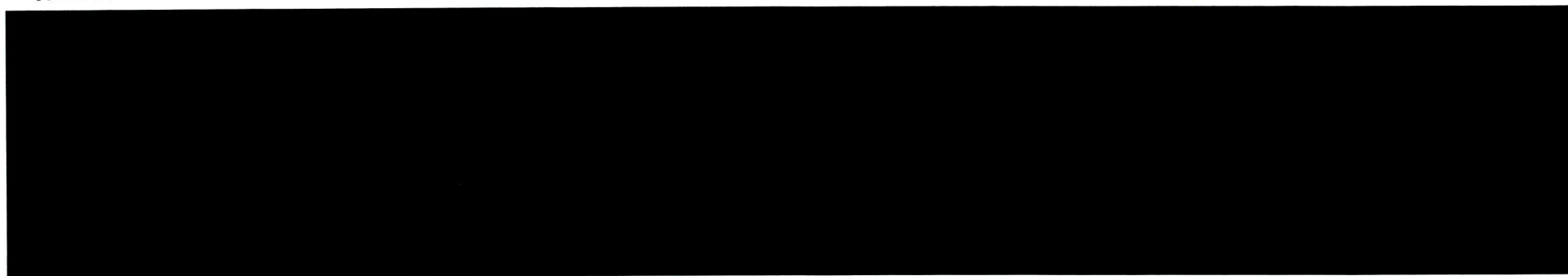
1. 法定養育費が導入されることに伴う調停運営の在り方（承前）



2. 法定養育費を含んだ調停条項作成上の留意点

法定養育費を含めて調停を成立させる場合の調停条項の在り方について、法定養育費を含むこと、先取特権が付与されること等の関係で留意すべき事項に関して意見交換を行った

（協議会で出た主な発言は以下のとおり）



2 改正家族法の施行に向けた検討課題

2 親権行使者指定事件の審理運営に関する諸問題

改正家族法で新たに導入された親権行使者指定事件について、
を中心に、手続選択の在り方や態勢整備の在り方について意見交換を行った

以下は、協議会で出た主な発言です

1. 事件類型と事案に応じた手続選択の在り方

2.

2 改正家族法の施行に向けた検討課題

3 調停委員に対する研修等の施行準備

改正家族法の円滑な施行を迎えるためには、調停委員に対する研修を充実させることが不可欠であるため、各庁における研修の実施状況や課題及び対処方法について意見交換を行った

1. 調停委員研修の実施又は準備の状況

- 約3分の2の庁において、令和7年度の研修計画を立て、既に実施していた
- 残りの庁においても、まだ実施はしていないものの、具体的な研修計画を立てており、準備中であった
- 既に実施した研修の内容は知識付与型が大多数であった（上半期は知識付与中心、下半期はケース研究等を実施する予定である庁が多かった）
- 研修の日は期日を入れない、Teamsで実施する、支部も対象とするなど、全員参加の工夫も紹介された

2. 調停委員研修の実施・準備に関する課題とその対処方法

（協議会で出た主な発言は以下のとおり）

